

品川区全13地区

い！空き家を活かす！
と家の活用と
相続対策セミナー&相談会



空き家フォーラム in 品川

主催:品川区 運営:ネクスト・アイズ株式会社

2026年2月7日 土 10:00~15:00



参加
無料

会場 アワーズイン阪急 ツイン館第2会議室
東京都品川区大井1-50-5

YouTube ライブ配信決定!!

※視聴をご希望の方は事前に視聴用URLをご連絡しますので必ずご連絡先をお伝えください。

セミナー1 先着30名様 10:00~11:00

※セミナー後、講師へのご相談も可能です。

実家を空き家にしないために親子で学ぶ！

成年後見制度と 家族信託の活用術

- 成年後見制度と家族信託の基礎知識
- 各制度の違い・メリットとデメリットは？
- 認知症・相続対策となる活用方法

成年後見制度や家族信託制度のメリット・デメリットや活用方法について分かりやすく解説します。



講師: 村山 澄江
(司法書士・認知症サポーター)

セミナー2 先着30名様 13:00~14:00

※セミナー後、講師へのご相談も可能です。

老後の不安をズバリ解決！

将来この「家」どうする? 人生100年時代の住まいの 整理術

- 人生の質を決めるモノの選び方・持ち方
- 不動産を利用した相続対策法
- 自宅を空き家にしない為の活用術とは？

人生100年時代。今の住まいや親の住まいなど所有不動産はどうするか悩んでいる方に、相続の準備と注意しておくことや財産・不動産の整理法と相続準備のポイントをお伝えします。



講師: 有田 美津子
(ファイナンシャルプランナー・CFP®)

🎁 当日個別相談をされた方「空き家解決マニュアル」をプレゼント！

予約優先/随時受付

専門家と空き家に関する

相談会実施

11:00~13:00
14:00~15:00



※後日オンライン相談も受付

経験豊富な不動産・住宅コンサルタント、税理士、司法書士、建築士、宅建士、ファイナンシャルプランナー等が中立的にご相談に応じます。

※当日相談員がオンラインになる場合がございます。

A 登記・権利関係

空き家の権利問題を解消!
相続・遺言・成年後見・家族信託相談

B 空き家の利活用 (住む・貸す)

自宅で活用、賃貸で活用!
賢く活用するリフォーム・建替え相談

C 空き家の売却

都心も地方も今が最後の売り時!
1円でも高く売る売却相談

D 相続・税務関係 の調整

相続税・納税・節税対策など
各種税務相談

E 空き家の 維持管理

毎月の維持管理が大変!
空き家の見守りサービス相談

F 空き家の片付け

あわてない実家の片づけと、
生前整理、遺品整理相談

G 老人ホーム・ 施設紹介

家族に迷惑をかけない!
介護施設・老人ホームの選び方

H 墓じまい・改葬

お墓・納骨堂の選び方、
墓じまいの手続き・費用相談

協力: 東京メトロボリタン税理士法人、司法書士村山澄江事務所、株式会社ウェブクルー、いちぜん株式会社、株式会社武蔵野御廟、綜合警備保障株式会

訪問相談も承ります!来場が出来ない方・インターネット環境がない方、お気軽にお問い合わせください。

□ご質問・お問い合わせ先…

ネクスト・アイズ株式会社



0120-406-212

(定休:水曜日
受付時間:10:00~18:00)

ネクスト・アイズ セミナー



お申込みは裏面へ ➔

主催:品川区住宅課空き家対策担当 TEL:03-5742-3856

将来、「空き家」や「空き室」にならないように！

相続や不動産のこのようなことで悩まれていませんか？

賃貸経営

- 相続したアパートでこのまま賃貸経営を続けてよいか相談したい
- 空き室が目立ったマンションの空き室対策を相談したい

資産組換

- 活用ができない不動産を売却し、資産性の高い不動産を購入したい
- 所有不動産を活用し、節税対策を考えたい

事業承継

- 経営権を引き継ぎたいが、贈与や譲渡の場合の税金が心配
- 節税の為、不動産活用方法について相談したい

売却

- 不動産の売却とその税金について相談したい
- 他社の査定が高いのか、安いのか教えてほしい

家族信託・成年後見

- 家族信託・任意後見どちらがよいか相談したい
- 認知症による財産凍結防止、相続対策をしたい

建替え・リフォーム

- 空き家を建替えるべきかリフォームすべきか、相続も含めて相談したい
- 老朽建物の耐震性、耐久性に不安があり、診断してほしい

講師プロフィール

□セミナー1

講師：村山 澄江（司法書士・認知症サポーター）

1979年名古屋生まれ／2003年司法書士試験合格／2010年独立
2013年「今日から成年後見人になりました（自由国民社）」出版
2021年「認知症に備える（自由国民社）」出版
生前対策の対応実績1300件以上。民事信託と成年後見の専門家として全国でセミナー等行っている。

□セミナー2

講師：有田 美津子（ファイナンシャルプランナー・CFP®）

有限会社ヒューマン・マエストロ取締役 CFP®/住宅ローンアドバイザー エンディング
メッセージ普及協会 大学卒業後、住宅販売アドバイザー、損保会社、三義東京
UFJ銀行の住宅ローン窓口を経て独立。BSジャパン
「ヒデキの感激！NEXTハウス」などテレビ出演や執筆多数。

セミナーのお申込み方法は4つ…

お電話、インターネット、FAX、LINE の4つの方法からお申込み頂けます。

FAXでのお申込みの場合は、必ず下記の【お申込み用紙】に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。

お電話（受付時間10:00～18:00 定休：水曜日）
0120-406-212

インターネット
<https://www.nexteyes.co.jp/event/>



アワーズイン阪急 ツイン館第2会議室

・JR京浜東北線・・・大井町駅中央改札口を出て右へ【中央方面】 徒歩1分
・りんかい線・・・大井町駅A2出口より徒歩1分
・東急大井町線・・・大井町駅から徒歩3分

FAX（24時間受付）
03-5574-0921

友だち募集中！ LINE
ID:@422tenvz

【お申込み用紙】 ご希望の項目に☑を入れてください。

	<input type="checkbox"/> セミナー1 10:00～	（ご参加人数： 名）	<input type="checkbox"/> セミナー2 13:00～	（ご参加人数： 名）
2/7 (土)	<input type="checkbox"/> 相談会 <input type="checkbox"/> 後日オンライン相談	希望時間（① 時頃～/② 時頃～/③ 時頃～） 希望日時（① 月 日 時頃～/② 月 日 時頃～/③ 月 日 時頃～）	<input type="checkbox"/> C. 売却相談 <input type="checkbox"/> D. 相続・税務関係相談 <input type="checkbox"/> G. 老人ホーム・施設紹介 <input type="checkbox"/> H. 墓じまい・改葬相談	<input type="checkbox"/> A. 登記・権利相談 <input type="checkbox"/> B. 利活用相談 <input type="checkbox"/> E. 維持管理相談 <input type="checkbox"/> F. 片付け相談

下記項目も必ずご記入ください。※必須 個人情報の取り扱い内容に同意します。

フリガナ	ご希望の場合は <input type="checkbox"/> を入れてください。 <input type="checkbox"/> YouTube LIVE 配信視聴を希望する		
ご氏名	※ご希望の方には、イベントまでに視聴用のURLをご連絡致します。 ※動画（映像）の著作権は弊社に帰属します。動画の一部または全部を、無断で複製、転載、改変、配布、販売などを固く禁止します。		
ご住所	□□□-□□□□	都道府県	
お電話	() -	（電話連絡可能時間帯 午前・午後 時頃）	FAX () -
E-mail	@	ご職業	

●個人情報はネクスト・アイズ株式会社にて保管されます。●ご記入いただいた個人情報は空き家利活用等普及啓発・相談事業に使用することを目的にし、それ以外の目的に使用するものではありません。その他の目的で利用する場合は、別途ご本人の同意をいただぐものとします。●また、ご本人の同意がない限り、第三者に開示することは致しません。

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助 仮申請書

- 品川区電子申請サービス、または本仮申請書を郵送またはFAXにて送付ください
 - 以下の項目を確認いただき、必ず申請者(もしくは申請者の同意を得ている者[親族等])が記載のうえ、お申込みください。

電子申請は
コチラ



チェック項目(下記項目に当てはまるかご確認のうえ、チェックを入れてください)

共通	<input type="checkbox"/> 今お住まいの家に取り付ける。
	<input type="checkbox"/> 本記載内容について、電気工事業者である東京都電気工事工業組合品川・目黒地区本部に提供することに同意する。 ※記載内容については、本事業運営に限定して利用し、当該実施機関以外の者への提供は、一切いたしません。
	<input type="checkbox"/> 木造住宅に居住している。
分電盤タイプのみ	<input type="checkbox"/> 申請するにあたって所有者および管理者の承諾を得ていること。 (貸借人の場合に限る)
世帯 フリガナ	<input type="checkbox"/> 一般世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者・障害者等の世帯 ※世帯の詳細は、裏面の下部をご参照ください。
氏名	
住所	〒　　一 品川区
電話番号等	《自宅》 《携帯電話》 《FAX》

※その他 申請者の同意を得ている親族等が申請する場合は、その氏名・電話番号等を記入欄の余白に記載ください。

- ① 本申請にあたっては、「木造住宅」であることを証明する公的な書類の写し(コピー)が必要になります。
毎年、都税事務所から送付される「固定資産税・都市計画税納税通知書の写し(氏名・住所・構造が確認できる箇所)」をご用意ください。

※上記書類がない場合は、以下書類のいずれか一つをご用意ください。(有料)

※本資料は「本申請」までに用意してください。(仮申請書段階では不要です)

書類名	窓口
・建築計画概要書	品川区都市環境部建築課 (本庁舎6階)
・台帳記載事項証明書	
・建物の登記事項証明書	東京法務局品川出張所(本庁舎1階)

- ② 高齢者・障害者等の世帯の方は、高齢者・障害者等の世帯であることを証明できるもの（障害者手帳・介護保険証の写し等）が必要になります。（65歳以上の方のみで構成された世帯の場合を除く）**
 - ③ 貸借人は、必ず所有者および管理者の承諾を得たうえでお申し込みください。取り付けたことによる責任等（現状復帰等）は申請者に帰属します。**
 - ④ 区にて本仮申請書受領後、14日以内にご連絡が取れない場合はキャンセル扱いとなります。**
 - ⑤ 感震ブレーカーを取り付け、災害時住宅に被害が発生しても区はその責任を負いません。**
 - ⑥ 感震ブレーカー設置工事時には、数時間程度、住宅内すべての電気が利用できなくなります。**

簡易タイプ 分電盤タイプ の感震ブレーカー 設置について

東京都電気工事工業組合
品川・目黒地区本部
〒142-0054 品川区西中延一丁目7番23号
TEL: 3785-0151 / FAX: 3785-0152

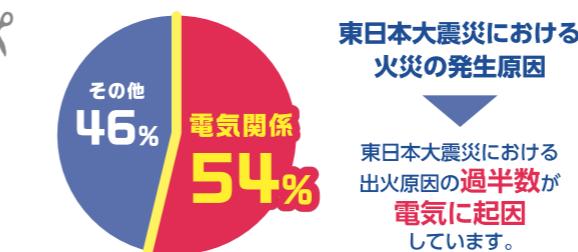
申込先・ お問い合わせ について

しながわ防災体験館(品川区役所第二庁舎2階)
〒140-8715 品川区広町二丁目1番36号
TEL/FAX: 5742-9098

品川区 防災まちづくり部 防災課
TEL: 5742-7134 / FAX: 3777-1181

地震による 電気火災の対策をしましょう!

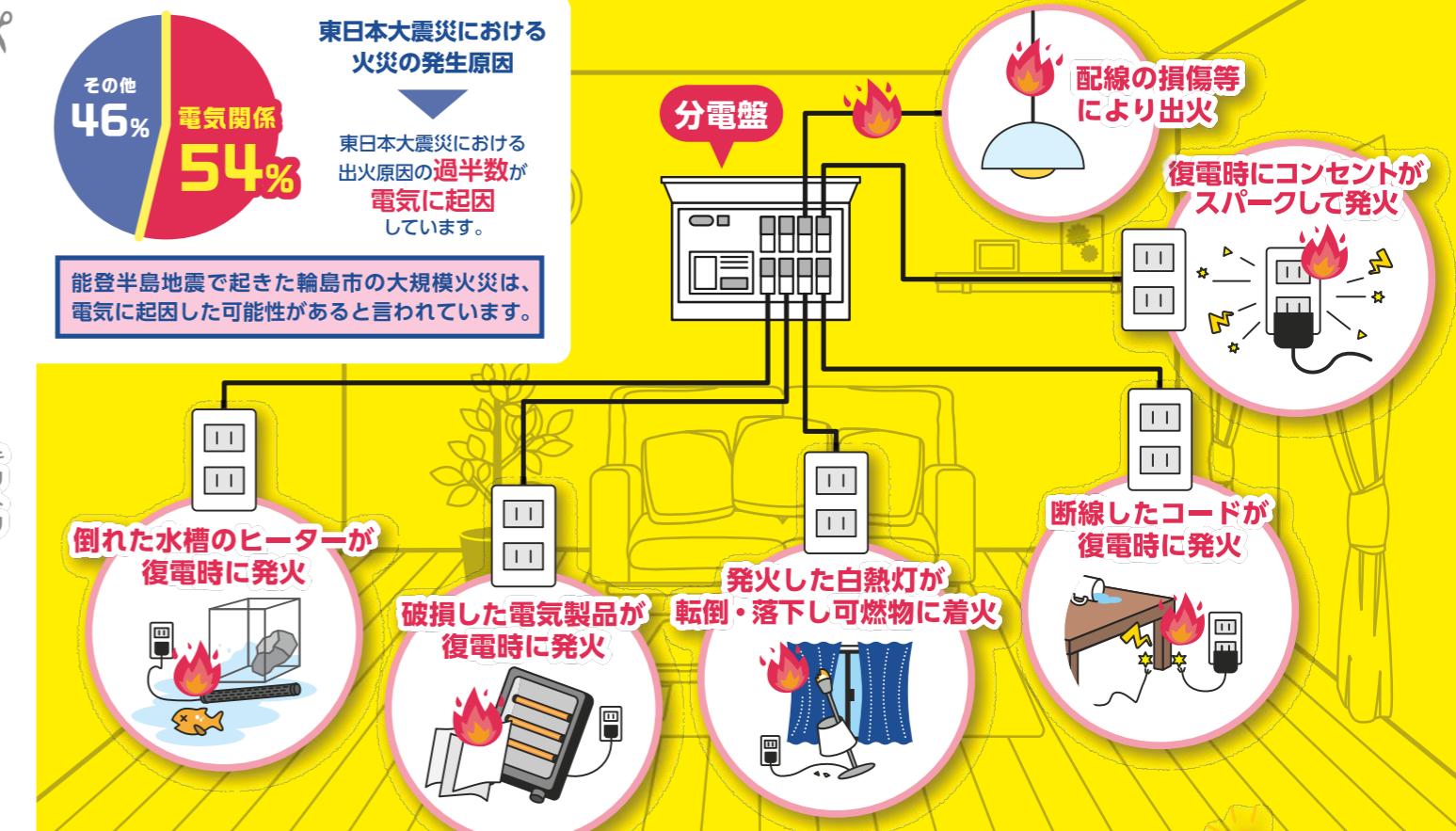
感震ブレーカーの設置費用を一部補助します!



能登半島地震で起きた輪島市の大規模火災は、電気に起因した可能性があると言われています。

東日本大震災における 火災の発生原因

東日本大震災における
出火原因の過半数が
電気に起因
しています。



感震ブレーカーとは？

震度5強以上の揺れを感じたときに、
ブレーカーを自動的に止める装置だよ。不在時やブレーカーを落とさずに避難すると、電気が復旧した時に壊れた電気製品から火災が発生する可能性があるよ。

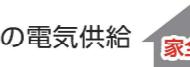
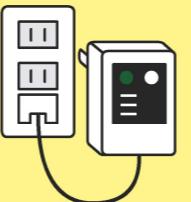
電気製品が転倒して
いないか等を確認して
からブレーカーを戻すことができるから、**破損**
や転倒した電気製品に通電することによる
火災(通電火災)を防ぐことができるよ!



区内の木造住宅に、設置費用の一部補助を行っています。

※補助対象は「分電盤（内蔵型・接続型）」と
「アース付コンセント型」です。

感震ブレーカーの種類と主な特徴

タイプ	一括遮断 補助対象	分電盤 (内蔵型・接続型)	一括遮断 補助対象	アース付コンセント型	一括遮断 おもり玉・バネ式	特定機器遮断 コンセント式
概要	分電盤に内蔵または接続されたセンサーが揺れを感じし、ブレーカーを落とす。	アース付コンセントに差し込むだけで、震度5強相当の地震波を感じるとブレーカーを落とす。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断する。	内蔵されたセンサーが揺れを感じし、コンセントから電気を遮断する。		
遮断範囲	住宅内すべての電気供給 			住宅内すべての電気供給 	感震ブレーカーに接続した機器のみ 	※感震ブレーカーに接続された家電のみ
費用(工事費含む)	【内蔵型】 7～8万円程度 (単2・6回路前後) ※分電盤の種類によっては、取付できない場合があります。	【接続型】 3～4万円程度 	1万5千円程度* ※アース配線がない場合は、別途費用がかかります。		4千円程度 ブレーカーへ設置する作業が発生します。	7千円程度 
補助率・額(工事費含む)(上限)	一般世帯 申請額の5/6 (上限8万円)	高齢者・障害者等の世帯 申請額の7/8 (上限10万円)	一般世帯 申請額の全額 (上限3万円)	高齢者・障害者等の世帯	あっせんを行っています。 詳細は区ホームページまたはパンフレット「防災用品販売あっせんのご案内」をご覧ください。	_____
工事等	申込者の申請に基づき、区から電気工事業者*へ依頼します。 ※東京都電気工事工業組合品川・目黒地区本部の住宅電気工事センター加盟業者を区指定業者とし、工事等を実施します。				_____	_____

*令和7年度は区の補助金に加えて、都補助金が適用される場合があります。

※一般世帯、高齢者・障害者等の世帯について

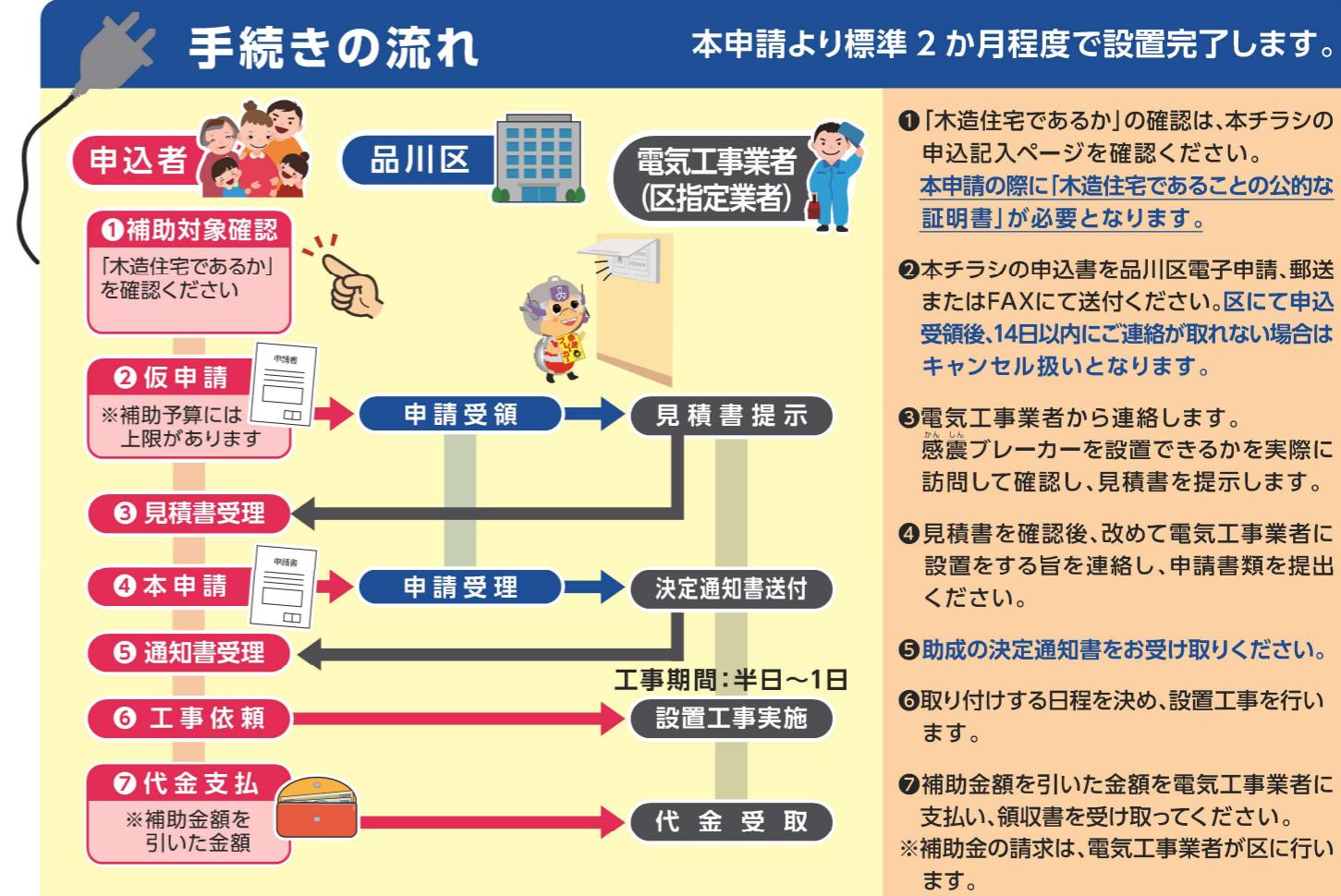
一般世帯	高齢者・障害者等の世帯
木造住宅に居住している世帯	<p>木造住宅に居住している世帯のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の者のみで構成された世帯 身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている者のみで構成された世帯 65歳以上の者と身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている者のみで構成された世帯 要介護3～5かつ65歳以上の者が属する世帯 1～2級(度)に該当する身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている者が属する世帯



希望される方は、品川区電子申請サービス、または裏面の「品川区感震ブレーカー設置推進事業補助仮申請書」に記載の上、お申し込みください。

なお、予算上限に達した場合や機器の調達が難しい場合などは、先着順をもって受付を終了するため、お早めに申し込みください。

申し込み方法



ごみ・リサイクル通信

品川区清掃事務所

事業係

3490-7051
FAX 3490-7041

資源循環推進係

3490-7098
FAX 3490-7041

スプレー缶・カセットボンベ・ライターは 他の陶器・ガラス・金属ごみと混ぜないで!

スプレー缶・カセットボンベ・ライター等を捨てる際は他の陶器・ガラス・金属ごみと分けて出すようにご協力をお願いします。

中身が残っているカセットボンベ・ライター・スプレー缶等が他の陶器・ガラス・金属ごみと一緒に出されるとごみ収集車やごみ処理施設で火災や破損の原因となり大変危険です。

処分する際は中身を使い切り、穴をあけないで、中身の見える袋に入れて出してください。また、中身が残っている場合は「**中身入り**」と表示して出してください。



スプレー缶・カセットボンベ・ライターは、陶器・ガラス・金属ごみ の日に**中身の見える別の袋**でお出し下さい



中身は使い切り、
穴はあけないで、
中身の見える別の袋で
出しましょう。



※使い切っていないものを処分
するときは、「**中身入り**」と書いた
別の袋で出してください。

回覧								
----	--	--	--	--	--	--	--	--

品川税務署からのお知らせ

確定申告は自宅から！

次の **必要なもの** を用意すればマイナンバーカードとスマホ又はパソコンを利用して自宅から簡単にe-Taxによる確定申告ができます。

必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン

スマホ専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 源泉徴収票などの確定申告書作成時に必要な書類

確定申告書等 作成コーナー

「作成コーナー」
で検索または
こちらから↓



推奨ブラウザ
Safari
Google chrome

マイナポータル連携 でさらに便利に！

マイナポータル
連携の詳細は
こちらから↓



税理士による無料申告相談 ～無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期 間	会 場	所 在 地
令和8年 1月29日(木) ~ 2月12日(木) (土、日及び祝日を除きます。)	きゆりあん 〔 品川区総合 区民会館 〕	品川区 東大井5-18-1
時 間	対 象 者 ^(注1)	事 前 申 込
午前10時から午前12時まで 午後 1時から午後 4時30分まで (受付は午後3時まで) 【事前申込をお願いします】		
<ul style="list-style-type: none"> ・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者^(注2) <p>○ 混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。 ○ オンラインによる事前申込は、<u>令和8年1月9日(金)</u>から可能となります。 ○ 税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。 詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。</p>		

そ の 他

- 持ち物は、裏面「確定申告会場の開設について」の「必要なもの」を参照してください。
- 申告書等の提出のみの場合は、品川税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。



(注)1 土地、建物及び株式などの売却についての申告・相談は対象とはなりません。

2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額（専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前）が300万円以下の方を指します。

確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ただし、3月1日の日曜日は 東京国税局1階において開場します。	品川税務署	港区 高輪3-13-22	【受付】午前8時30分から午後4時まで 【相談】午前9時15分から午後5時まで
必要なもの		案内図	
① マイナンバーカード(下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。) ② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。) • 利用者証明用電子証明書(数字4桁) • 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ③ スマートフォン ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類		 マイナンバーカードのパスワードを忘れた方はこちら	

オンライン事前予約

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

- ※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
- ※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。

オンライン事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して予約してください。



友だち追加はこちらから↑

1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方

事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。



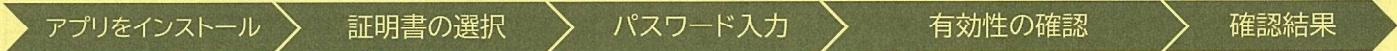
マイナンバーカードの電子証明書の**有効期限切れや失効**にご注意ください！

有効期限

- ▶ 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

失効

- ▶ 住民票の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります



JPKI利用者ソフト



アプリはこちらから



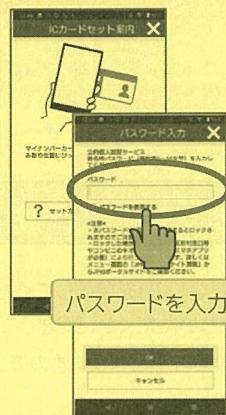
iPhone



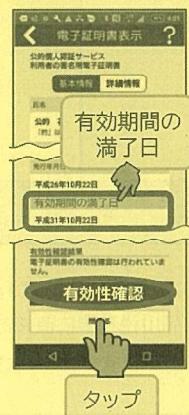
Android



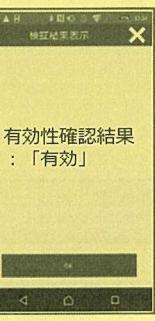
署名用電子証明書を選択



パスワードを入力



タップ



※公的個人認証サービスセンターと通信を行うため時間が掛かることがあります

iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
iPhoneの商標は、アップル株式会社のライセンスに基づき使用されています。
Androidの名称は、Google LLCの商標又は登録商標です。

「有効期限切れ」「失効済み」の場合は、お住まいの市区町村で手続を行ってください。

【問合せ先】〒108-8622 港区高輪3-13-22 Tel 03(3443)4171(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

荏原税務署からのお知らせ

確定申告は自宅から！

次の **必要なもの** を用意すればマイナンバーカードとスマホ又はパソコンを利用して自宅から簡単にe-Taxによる確定申告ができます。

必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
 - ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン
 - ・スマホ専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 源泉徴収票などの確定申告書作成時に必要な書類

確定申告書等

作成コーナー

「作成コーナー」
で検索または
こちらから↓

推薦ブラウザ



Safari



Google Chrome

マイナポータル連携

でさらに便利に！

マイナポータル
連携の詳細は
こちらから↓



「マイナポータル」



アプリ

税理士による無料申告相談 ～無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期間	会場	所在地
令和8年 2月2日(月)～2月6日(金) (土、日及び祝日を除きます。)	スクエア荏原 3階大会議室・中会議室	品川区荏原4-5-28
時間	対象者 ^(注1)	事前申込
【受付】 午前9時から午前12時まで 午後1時から午後3時まで 【相談】 午前9時30分から午後4時まで ※午後4時に相談を終了します	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者 ^(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。 ○ オンラインによる事前申込は、令和8年1月9日(金)から可能となります。 ○ 税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。 詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。 <div style="text-align: right; margin-top: -10px;"> 事前申込サイト  </div>

その他

- 午前12時から午後1時までの間の時間帯(1時間)は受付を行っていませんので、受付時間内にご来場ください。
- 申告書等の提出のみの場合は、荏原税務署に直接お持ちいただき、郵送でご提出ください。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。

(注)1 土地、建物及び株式などの売却についての申告・相談は対象となりません。

2 住宅借入金等特別控除の初年度の申告・相談は対象となりません。

3 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ただし、3月1日の日曜日は、東京国税 局1階において開場します。	荏原税務署 ※ 税務署には身体障害者用 を除き駐車場はありません。	品川区 中延1-1-5	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分から午後5時まで
必要なもの		案内図	
① マイナンバーカード(下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。) ② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。) - 利用者証明用電子証明書(数字4桁) - 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)		 ※ 来場前に、マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。	
③ スマートフォン ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類			

オンライン事前予約

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

- ※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
- ※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。

オンライン事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して予約してください。



友だち追加はこちらから↑

1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方

事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。



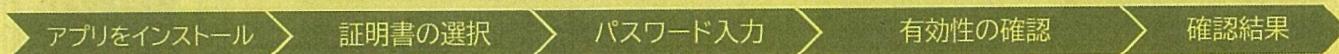
マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください！

有効期限

▶ 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

失効

▶ 住民票の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります



JKI利用者ソフト



アプリはこちらから

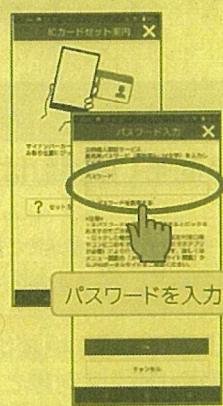
iPhone Android



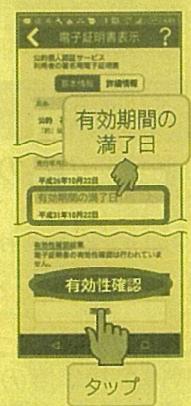
iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc. の商標です。
iPhone の商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
Androidの名称は、Google LLC の商標又は登録商標です。



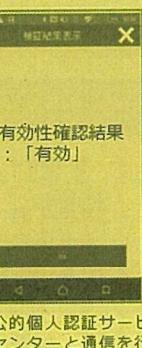
署名用電子証明書を選択



パスワードを入力



タップ



※公的個人認証サービスセンターと通信を行うため時間が掛かることがあります

「有効期限切れ」「失効済み」の場合は、お住まいの市区町村で手続を行ってください。

【問合せ先】 〒142-8540 品川区中延1-1-5 Tel. 03(3783)5371(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。